

## 様式第1号（第7条関係）

## 審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	妊婦給付認定		
根拠法令及び条項	<p>子ども・子育て支援法第10条の9第2項 (市町村の認定等)</p> <p>第10条の9 妊婦のための支援給付を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、妊婦のための支援給付を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。</p> <p>2 前項の認定(以下「妊婦給付認定」という。)は、当該妊婦給付認定を受けようとする者の住所地の市町村が行うものとする。</p>		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (第4条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無 (根拠: 第4条第2項第  号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない (公表しない場合の根拠: 第7条第4項第  号に該当)		
<p>【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。)</p> <p>未設定 (妊婦給付認定の要件は、法令で定められているため)</p>			
審査基準 設定年月日	令和7年4月1日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。) 期間 (2か月) <input type="checkbox"/> 無(根拠: 第6条において準用する第4条第2項第  号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	令和7年4月1日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	生涯学習部 子ども支援課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。